11.8.8
経済局
147号

八、勤徳三ヶ年以上百二十日分
二、〃 三ヶ年以上一ヶ月ヲ超ス毎ニ日数ノ
二日分ヲ増スコト
九、依願解職者ハ勤徳一ヶ年以上三ヶ年
以下ハ其ノ半割 三ヶ年以上ハ其ノ全額
ノ二
第四条。監獄的寄宿舎ヲ廃放スルコト
第五条。病人食費其他凡テ実ニ基ク故ヲ要ス
宿者ノ居住者ハ通勤者ト同等ニスル
第六条。指定下宿ヲ撤廃スルコト
第七条。人間ラシキ食事ヲ与フルコト

指定下宿ノ食費ハ一日ノ実費ヲ以テ月額六円ト定ムベシ

拒絶。
特殊考慮。

（八月四日報）

大正十一年八月五日

大阪府

大阪合同紡績株式会社天満工場争議復報

（一）四日以来ノ出勤者

夜間 左勤 七五七名ヲ以テ 出勤 六五六名
全向〃 一、三 一四名ニ対シ 出勤 一、一五六名

（二）出勤停止者ニ対スル処置（其一名全社ニ交渉ノ上ニテ決ス云フ云フ）

イ、十三名ニ対シテハ、戒諭ノ上出勤ヲ命ス
ロ、六名ニ対シテハ 引続キ出勤停止
ハ、二名ニ対シテハ 全ク解雇ス

（三）出勤停止中他ノ其五名モ 五日ノ処置ヲ求カリ

法人 協調会
内務省